

岩手県森林再生基金事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 岩手県森林再生機構(以下「機構」という。)は、機構規約に定められた目的に従い、再造林を行う森林所有者に対して、その経費の一部を助成する岩手県森林再生基金事業(以下「基金事業」という。)を実施することとし、そのための必要な手続きを以下に定める。

(助成対象)

第2条 基金事業の助成対象は、国有林・公有林・機関造林を除く森林所有者等が行う再造林とし、次の各号に掲げる要件に適合しているものとする。

(1) 対象地

- ① 森林整備補助事業で再造林を実施した林地のうち、森林経営計画を作成済み、又は作成見込みであること。
- ② 素材生産業者等(原木出荷者)が協定書を締結している業者であること。

(2) 植栽樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツとし、原則として機構が推奨する品種であること。

(3) 対象施業は、次のいずれかを実施していること。

① 低密度植栽

スギ・ヒノキ：1ha当たり2,400本以下

カラマツ：1ha当たり2,000本以下

アカマツ：1ha当たり3,200本以下

ただし、やむを得ない事由により、植栽本数が上記本数を超えた場合(1割以内)は助成対象とする。

② コンテナ苗の使用(低密度関係なし)

- ③ 一貫作業
 - ・ 伐採から植栽までの連続した作業
 - ・ 機械を活用した地拵え

(4) 1人当りの対象面積には上限を設定しない。ただし、毎事業年度予算によって調整することがある。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

(1) 助成金の額は、森林所有者の自己負担分の範囲以内とし、1ha当たり10万円を上限とする。

ただし、第2条第1項第3号に適合しない場合でも、毎年の予算の範囲内に応じて1ha当たり5万円を上限に助成することができる。

(2) 毎年度の助成金の額は、基金積立金額及び助成金交付申請面積等を勘案して、理事会で決定する。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した、岩手県森林再生基金事業助成金交付申請書（第1号様式）を理事長あて提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 事業の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 森林整備事業補助金申請内訳書及び交付明細書の写し
 - (2) 森林経営計画認定書又は確約書の写し
 - (3) 再造林後の適正な管理等を誓約する書類
 - (4) 助成金振込先銀行口座（金融機関名、本・支店、預金種目、口座番号、名義人）
 - (5) 自己負担金を確認できる書類の写し（精算書等）
 - (6) その他必要と認める書類

(助成条件)

第5条 助成金を受けた者は、基金事業の趣旨を十分に認識し、助成金の交付の対象となった植林地について、下列等の実施により、適正に管理しなければならない。

- 2 基金事業の趣旨及び前項に適合しない状況と判断した場合は、助成金の一部又は全部について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 4 その他の助成条件は、岩手県森林整備補助金交付規則第7条（補助金の交付の条件）、第8条（決定の取消し）、第9条（補助金の返還）及び第10条（準用規定）を準用する。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第6条 理事長は、第4条の申請を受けた場合においては、当該申請書の書類を審査し、第2条の要件に適合すると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、当該助成申請者に通知（第2号様式）するものとする。

(委 任)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金の申請及び受領について、

第三者に委任して行うことができるものとする。

2 助成金の申請及び受領を委任による場合は、委任状を添付すること。

(協力、連携)

第8条 機構は、基金事業の普及を図るため、岩手県、岩手県内の市町村及び森林組合（以下「関係機関」という。）に対して、普及啓発に関する業務について協力を求めるものとする。

2 機構は、基金事業の着実な実行及び助成金交付についての透明性を保つため、必要に応じて関係機関への資料提供を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めのないもので必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、その都度定める。

附 則 この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

附 則 この改正した要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則 この改正した要綱は、令和2年6月18日から施行する。